

食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

勧告先：厚生労働省、農林水産省
勧告日：平成15年1月17日
実施時期：平成14年4月～15年1月

(行政評価・監視の背景事情等)

食品表示：消費者が食品の内容を正しく理解した上で選択あるいはそれを適正に使用するための重要な情報源

JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、食品衛生法等において、それぞれの目的に応じ、具体的な表示事項、表示方法等について規定

平成14年1月以降、食肉の原産地偽装表示等の不正表示が相次いで発覚。これに伴いJAS法の改正等を実施

大きく損なわれた消費者の食品表示に対する信頼の回復が課題

本行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、品質表示基準制度、有機農産物等に係る検査認証制度等の適正な運営を図る観点から実施

調査対象機関：厚生労働省、農林水産省、都道府県(23)、独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)、関係団体等

担当部局：行政評価局、管区行政評価局(7)、四国行政評価支局、行政評価事務所(15)

(主な勧告事項等)

1 食品表示の適正化等

(1) 食品表示の適正化 実地調査した店舗：全国548店(百貨店47、スーパー251、専門店(鮮魚店等)250)

品質表示基準及び食品衛生法施行規則等に基づく表示の実施状況

品質表示基準に基づき、生鮮食品については名称、原産地等、加工食品については名称、原材料名、賞味期限等の表示が、また、食品衛生法施行規則に基づき、名称、消費期限、保存方法等の表示が必要であり、その実施状況を調査

- ・ 生鮮食品：92,857点中10,708点(11.5パーセント)が品質表示基準に違反した表示
特に専門店においては9,647点中5,141点(53.3パーセント)が同基準に違反した表示
- ・ 加工食品：46,300点中4,218点(9.1パーセント)が品質表示基準に、758点(1.6パーセント)が食品衛生法施行規則に違反した表示
- ・ 有機農産物等：1,209点中130点(10.8パーセント)が有機JASマークの表示なし
- ・ 適正な表示を実施していない理由について回答のあった463店中79店(17.1パーセント)が表示制度を承知していない状況

(勧告要旨)

厚生労働省及び農林水産省は、品質表示基準等について周知、指導等を効果

的に行うことにより、製造業者、販売業者等における適正な表示の実施を徹底させること。

(2) 指導監督業務の適切化 調査した機関:食糧事務所(23)、センター(本部センター及び地域センター(7))、都道府県(23)、市区(21)

1) 事業者に対する指導の実施状況

i. JAS法に関するもの

- ・巡回調査の対象とする事業者の選定が不適切(1食糧事務所、4都道府県)

巡回調査:食糧事務所、センター、都道府県等の職員が店舗を巡回し、表示の実施状況を調査

〔例〕

2年連続して調査対象としていない店舗がみられる一方で、平成12年度の調査で適正に表示が行われていた店舗を13年度も調査対象に選定

- ・違反事業者に対する改善指導が不適切(11食糧事務所、6センター、10都道府県(実数))

〔例〕

- ・改善報告の徴収、再調査の実施等による改善措置状況の確認が不十分

- ・改善指導を実施した後、本来、改善期間(10日以内)経過後速やかに改善措置状況を確認することになっているが、確認したのは8か月から9か月後

ii. 食品衛生法に関するもの

- ・検査等により把握した表示基準の違反事業者に対する措置が不適切(9縣市)

〔例〕

- ・事業者の改善措置状況を未確認
- ・事業者の改善措置状況の確認等に係る記録なし

2) 関係機関の連携状況

- ・事業者に対し指導を行う関係機関の連携が不十分

〔例〕

- ・農林水産省が行った事業者に対する指示等の内容、当該事業者の改善措置状況等の情報が日常的な指導監督を行うセンターに提供されていない。
- ・センターが実施した巡回調査の結果が都道府県に提供されていない(4センター)。
- ・都道府県のJAS担当部門及び食品衛生担当部門が実施した指導等に係る情報の相互提供がない(他部門の所管法令に関する情報の提供を行っていないもの11都道府県等)。

(勧告要旨)

1) 農林水産省は、巡回調査について、対象事業者の効果的な選定や違反事業者の改善措置状況の確認を行う等適切に実施すること。

また、センター及び都道府県に対し、巡回調査について同様の措置を講じるよう所要の措置を講じること。

2) 厚生労働省は、都道府県、政令市等に対し、検査等に係る違反事業者の改善

措置状況の確認及び記録を適切に行うよう助言すること。

- 3) 農林水産省は、立入検査結果に基づく事業者に対する措置内容等の情報をセンターに提供するとともに、センターが実施した巡回調査の結果を把握し、都道府県に対し積極的に提供すること。

また、厚生労働省及び農林水産省は、都道府県、政令市等の食品衛生担当部門及びJAS担当部門に対し、それぞれが行った指導等に係る情報について共有化を図るよう助言すること。

2 有機農産物等に係る検査認証制度の運営の適正化

(1) 登録認定機関における業務の適正化 調査した登録認定機関18 登録認定機関における業務の実施状況

有機農産物等に係る検査認証制度

農林水産大臣の登録を受けた機関(登録認定機関)により認定を受けた有機農産物の生産者(認定生産行程管理者)等が、その生産した有機農産物等に自ら有機JASマークを付す制度

- ・ 生産行程管理者の認定に係る審査が不十分(2機関)
〔例〕
 - ・ 過去2年間の栽培記録がなく、ほ場が有機農産物のJAS規格に規定する条件に適合するかどうか審査しないまま認定
 - ・ 内部規程、格付規程を整備していないものを認定
- ・ 認定生産行程管理者等が引き続き認定の技術的基準を満たしていることを確認するための調査を実施する必要があるが、一部未実施(6機関)
- ・ このようなことから、認定生産行程管理者の中には認定の技術的基準に違反した生産を行う等の例あり
〔例〕
 - ・ 農薬により汚染されている可能性があるほ場で農産物を生産
 - ・ 有機JASマークを付さないまま有機である旨の表示をして出荷

(勧告要旨)

農林水産省は、登録認定機関に対し、次の事項について指導すること。

- 1) 生産行程管理者の認定に当たっては、認定の技術的基準に適合しているか厳正に審査すること。
- 2) 認定後も認定生産行程管理者等が認定の技術的基準に引き続き適合していることを確認するため、調査を年1回確実に実施するとともに、調査において速やかに改善すべき指摘事項がみられた場合には、早急に改善を求め、改善措置状況を速やかに確認すること。

(2) 登録認定機関に対する監査の適正化

センターが行う登録認定機関の事業所の調査の実施状況

センターは登録認定機関に対する指導業務の一環として監査を実施
監査においては、登録認定機関の事業所を調査

- ・ 監査細則に規定された事業所調査表に基づく調査項目の一部(例:「登録基準の適合状況」)について調査未実施(6センター)
- ・ 調査結果に基づく措置が不適切
〔例〕

事業者の調査の実施日から当該調査結果の通知までに最長9

か月(改善措置状況の確認までに10か月以上)

《勧告要旨》

農林水産省は、センターが行う登録認定機関の監査における事業所の調査に関し、次の事項について所要の措置を講じること。

- 1) 登録認定機関に対する事業所の調査については、事業所調査表のすべての項目について、年1回確実に実施すること。
- 2) 事業所の調査を効果あるものとするため、調査結果の通知及びその是正措置状況の把握を速やかに行うこと。

(その他の勧告事項)

遺伝子組換えに関する品質表示基準に基づく分別生産流通管理の証明書の適正な保存

登録認定機関による生産行程管理者の認定における整合性の確保

- 3 食品表示に関するアンケート調査結果(当省が平成14年5月に実施し、同年7月5日公表)

調査対象:全国(23都道府県)の消費者3,000人

有効回答者数:1,336人(回答率45パーセント)

消費者が現行制度における表示基準等に基づく食品表示について、不十分ないし不満足としている状況

今後、食品について表示すべき項目等食品表示に係る制度の見直しを行うに当たっては、これら消費者の意見にも十分配慮することが望まれる。